

第三十五号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。
記

一 債権の概要

(一) 債務者 元茂原市民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 二百六十八万六千三百二十一円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 二百五十七万五千百七十円

債権発生日 平成二十六年四月二十一日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第六十三条

(二) 債権イ 債権の額 一万九千三百円

債権発生日 平成二十六年五月七日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 一万九千三百円

債権発生日 平成二十六年五月七日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(四)	債権工	債権の額	一万九千九百四十一円
	債権発生日	平成二十七年八月六日	
	債権発生理由	生活保護法第六十三条	
	債権の額	五万二千六百十円	
	債権発生日	平成二十八年十月十九日	
(五)	債権才	債権発生理由	地方自治法施行令第一百五十九条
	債権発生日	平成二十八年十月十九日	
三	放棄する理由	債権発生理由	地方自治法施行令第一百五十九条
	債権者が令和三年一月二十一日に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。		
(説明)	債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。		